

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行:山口県消費生活センター

令和2年4月13日

—第22号—

消費生活知っく情報

注目!

新生活をスタートするみなさんへ

契約時に注意したい5つのポイント!

1 契約するかどうかの判断は慎重に!



迷ったら
契約しない!

2 ローン(借金)はよく考えて!



その契約、
借金してまで
必要ですか?

3 ネット通販は事業者の情報などよく確認!



住所や連絡先の
記載は正しいもの
ですか?

4 知らない人のSNS情報は
確認をしっかりと!



SNSの書き込み
が被害のきっか
けになることも...

5 エステや美容医療を受けるときは
よく考えて!



施術や契約内容
は理解できまし
たか?

消費者トラブルで困ったときは、

消費者ホットライン

い や や



188



へすぐ相談!

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。



一度結んだ契約は、勝手にやめることはできません。
契約前によく確認しましょう！

- 軽い気持ちで契約していませんか？
→自分の都合でいつでもやめられる契約はありません。もう一度よく考えましょう。
- 借金をしてまで契約させられていませんか？
→借金を勧めてくる人からの誘いには、応じてはいけません。
- 購入する物や条件についてよく確認しましたか？
→値段や品質、返品や交換ができるかどうか、複数回分の購入が条件になっていないかなどを契約前に確認しましょう。
- ネットの情報に流されていませんか？
→ネットの情報が正しいとは限りません。信頼できる情報がよく見極めましょう。
- 「楽しんで稼げる」「今だけ特別〇〇円！」という言葉に飛びついてませんか？
→おいしい話には裏があります。信じてはいけません。



参照：独立行政法人国民生活センター編集・発行「暮らしのご用心」

お知らせ



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤナン」

困ったときは一人で悩まず 消費生活センターに相談してください！

消費生活センターでは、商品やサービスの契約・解約などに関する相談を受け付けています。

- 来所でも電話でも相談できます。
- 相談は、**無料**です。通話料は必要です。
- 専門の相談員**が、公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

秘密厳守！



全国共通の電話番号

消費者ホットライン188

《消費者ホットライン188》

お近くの市町や県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど